

薩摩相撲人大秦氏歴代考

佐々木 紀 一

筆者は先に薩摩の牛屎氏に伝はる系図の平氏系図部の史料的价值と成立について論じたが⁽¹⁾、牛屎氏の出自については考察しなかつた。後掲牛屎氏一族伝来系図では、壇浦で捕虜になつた堂上平家平信基の子孫（更には信基を武家平家の行盛子ともする）とするが、既に薩摩藩の史官伊地知季安が不合理を指摘し、大秦氏の出とし⁽²⁾、五味克夫氏は平安末期に実在を確認出来る大秦元光が、同氏の先祖であり、幕府御家人となると指摘した⁽³⁾。特に注目すべきは、平安時代後期の相撲節会に召集された各国の相撲人が譜代の武士である事が多く、薩摩大秦氏も同様で、牛屎郡司職と言ふ存在様態との関連を考察したのが野口実氏の研究である⁽⁴⁾。

即ち『桑幡文書』「右近衛府牒」⁽⁵⁾に、

右近衛府牒 薩摩国衛

欲被早任先例并傍例、停止相撲人大秦元光先祖相伝所領田畠、為家道・重綱并国吉等、以非道致妨事

使番長和気光里 火長二人

牒、得彼元光解状併、於件郡者、元先祖元平去康和二年依貢節之功、始賜本府牒、補郡司之後、迄于元重帯代代府牒并宣旨等、知行郡務来之間、去応保年中、敵人家道構取国司序宣、知行僅四箇年也、然而任道理、元重如元還補

畢、其後元永請継彼職知行之間、去承安二年比、敵人重綱以野心致濫訴之刻、以問注狀被問法家之時、法家勘判明鏡也、(下略) (安元元年八月)

とある様に、承安四年(一一七四)の相撲人であつた大秦元光⁽⁶⁾の郡司職を近衛府が認めた牒狀が残る。また相論があつたものの、最終的には源頼朝が守護の島津忠久にその安堵を命じた事が確認される⁽⁷⁾。

更に牒狀より、康和二年(一一〇〇)の相撲人を務めたとある元平から元重、元永が牛屎郡司を歴任した事が分かるが、野口氏論では、『薩藩旧記雜録』卷一「源頼朝御教書」の「薩摩国住人太平基光并舍弟後平二元能企参上、入見参、所被帰国也」⁽⁸⁾とも併せて、

元平……………元重——元永——元光
元能

と系譜を示した。しかし親子三代とすると、前掲の牒狀で、元重・元永・元光の郡司職補任の間隔が近過ぎないか。また野口氏論は、別に確認される薩摩の相撲人の、

薩摩国申、相撲人元定父・元宗^(二)長男・元兼^(三)二男、無指官符宣言、各募免田、不弁済官物、可被停止者(『長秋記』大治四年五月十八日条)⁽⁹⁾

をも同族とする。姓・名字は見えないものの確かに片諱「元」が共通するが、先の大秦氏の推定系譜にどの様に位置付けられるか。大秦氏系譜の復元には依然、問題がある様だ。

牛屎氏一族伝来の系図を見ると、室町時代中期成立と推測される『牛屎文書』『牛屎代々書』に⁽¹⁰⁾、

薩摩四郎元衡

左衛門尉元包

此代(京都)牛屎院(在国次太秦業師)

依夢想改姓案
二郎元真 上洛之時於中国
三位元重

逝去

「大夫判官元永」—— 民部丞元光 —— 大夫判官元永 —— 又太郎 —— (下略)

次男元能

とあり、前掲文書に対応する人物が見える。元包と元真・元重との関係が明確ではないが、前掲文書と同じ伝来の、「牛屎院系図」では⁽¹¹⁾、

号薩摩四郎

基衡

此代京都ヨリ牛屎院在国、夢想ニヨリ姓ヲ改秦
薩摩牛屎院ニ下向者、四条天皇天福元年

基包

元真 次郎 上洛之時、於中国卒

元重 三位

大夫判官

元永

牛屎民部丞

元光

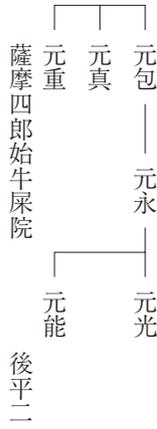
元能 次男

大夫判官
永元

とこれを兄弟と解してゐる。また渋谷季五郎氏蔵の系図⁽¹²⁾にも、



とあり、共通するが、「大平家之旧記」⁽¹³⁾でも、



とある。何れの系図も応保の元重を康和の元平の子とするのは時代錯誤で、元平の年代も不明確⁽¹⁴⁾。且つ記載の官位も不当に高い⁽¹⁵⁾。これからすると以上の伝来系図をそのまま信じる事は出来ない。

一方で前掲の牛屎一族系図に、元平または元光が大平より大秦に改姓したとあるが、太平姓は前掲の『薩藩旧記雑録』所収文書にも見えた。これは原文書に確かめる事が出来ないのだが、『中右記部類』「相撲」寛治二年（一〇八八）七月二十六日条に（大日本古記録）、

八番 右大平〔元平〕^勝

とある記事からも、大平を姓とした事は正しいと見て良いだらう。また、派生した庶子一族⁽¹⁶⁾が掲載されないが、鎌倉

時代中期の国元・元兼親子は確認出来⁽⁷⁾、伝来の牛屎一族系図にも一定の信憑性が確かめられる。特に目下、未確認の二郎元実(真)を伝来系図が掲出からすると、未見の史料に基づき、嫡流系図が構成され、潤色されてゐるものであらう。

さてその伝来系図に、現存史料では未確認の元包が、元平の子として釣られる。「包」の諱訓は「カネ」で、「兼」と同訓であり⁽⁸⁾、『長秋記』の元兼に一致する事が注目される。『長秋記』に見える元兼の父兄と、『桑幡文書』・牛屎一族伝来系図の歴代が一致しないが、元平と『長秋記』の元兼の時代が三十年以上離れる事からして、『桑幡文書』登場の人物を含めて直系かは別として、元平と元兼の間に元定を挿入しては如何だらうか。薩摩相撲人大秦氏歴代構成の一案である。

注

- (1) 『平家物語』諸本の高望王賜姓記事年時の相違について(『山形県立米沢女子短期大学紀要』五十三、平成二十九年十二月)
- (2) 『鹿兒島県史料』旧記雑録拾遺 伊地知季安著作史料集三「太秦姓来由」
- (3) 『薩摩国御家人牛屎・篠原氏について』(『鹿兒島大学法文学部紀要 文学科論集』三、昭和四十二年十二月)・『南九州御家人の系譜と所領支配』第一部第一章「薩摩の御家人について」
- (4) 「相撲人と武士」(『中世東国史研究会編『中世東国史の研究』所収、昭和六十三年二月)、以下、野口氏論とする。猶、渡辺党豊嶋流の相撲人の考証は、拙稿「渡辺党古系図と『平家物語』「鶴」説話の源流(上)」(『米沢史学』十八、平成十四年十二月)参照のこと。
- (5) 『鹿兒島県史料』旧記雑録拾遺 家わけ六「所収『桑幡文書』一。
- (6) 『玉葉』承安四年七月二十八日条(『圖書寮叢刊』九条家本玉葉)・『吉記』承安四年八月二日条(高橋秀樹氏『新訂吉記』)。
- (7) 『大日本古文書』島津家文書七「源頼朝下文」・一六四「薩摩国図田帳写」
- (8) 『鹿兒島県史料』旧記雑録前篇 一「一一七ノ二による。

(9) 増補史料大成による。

(10) 東大史料編纂所蔵謄写本の蔵本又蔵氏蔵『牛屎院文書』による（『熊本県史料 中世篇五』所収『牛屎院文書』にも所収）。

(11) 『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 家わけ六』『太秦文書』二二所収。

(12) 東大史料編纂所蔵の台紙付写真。

(13) 『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作集三』所収。

(14) 『牛屎院文書』『牛屎代々書』『太秦文書』二二『牛屎院文書』に元平を鎌倉初期の人物とするのは、伊地知季安が引くが（『鹿

兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作集三』所収）、『富士野往来』の建久四年の富士野卷狩の人数の「大平、薩摩、四郎」

（文明十八年本（東大史料編纂所蔵謄写本）による。叡山文庫本大永三年本同）を基衡に目する為であらう。

(15) 『鹿兒島県史料 旧記雑録拾遺 伊地知季安著作集三』所収の「平姓淵辺家系図」では、伊勢平氏維盛流の信基の子として、

元包 —— 元永

元真 寿永元年比、就京都之兵乱、為院

元重 内守護、当家の従臣赤田之一族、

以牛山構城郭籠城之、仍相良家与

菱刈家合兵而責落牛山之城、依是

元衡 院内為両家之領所

四郎

保元三年八月十三日、薩摩四郎元衡初下向薩摩国

牛屎院、牛糞院者薩摩国伊佐郡之内牛山・羽月・

山野・平泉・入山、以上五ヶ所之惣合也

基光

大平 依夢想改姓於太秦

文治三年末五月、元光如元安堵本領牛屎院、（中略）

元能

後平二

と詳しいが、元衡と元重を兄弟とし、前者を保元頃の人物とする。

(16) 『禰寝文書』一「撰神水契状案」(永和三年十月)に、「牛屎鳥越隼人佐義元」・「牛屎青木沙弥元生」・「牛屎牛野備前守元莫」・「牛屎太田沙弥元清」・「牛屎河内守元息」・「牛屎山野左衛門尉元詮」・「牛屎羽月石見守元豊」が見え(『鹿兒島県史料 旧記 雑録拾遺 家わけ二』所収『禰寝文書』三二四)、派生した庶流であると判断出来る。

(17) 『桑幡文書』四「関東下知状案」(文永二年十二月)。

(18) 『色葉字類抄』(中田祝夫・峯岸明氏編『色葉字類抄 研究並びに索引 本文索引編』「名字」・「二中歴」九「名字歴」(尊経閣善本影印集成) 参照。